

平成26年度 第2回官民連携推進協議会(新潟) H26.10.10(金)

# 水道事業における官民連携について

厚生労働省 健康局 水道課

水道計画指導室長 高澤 哲也

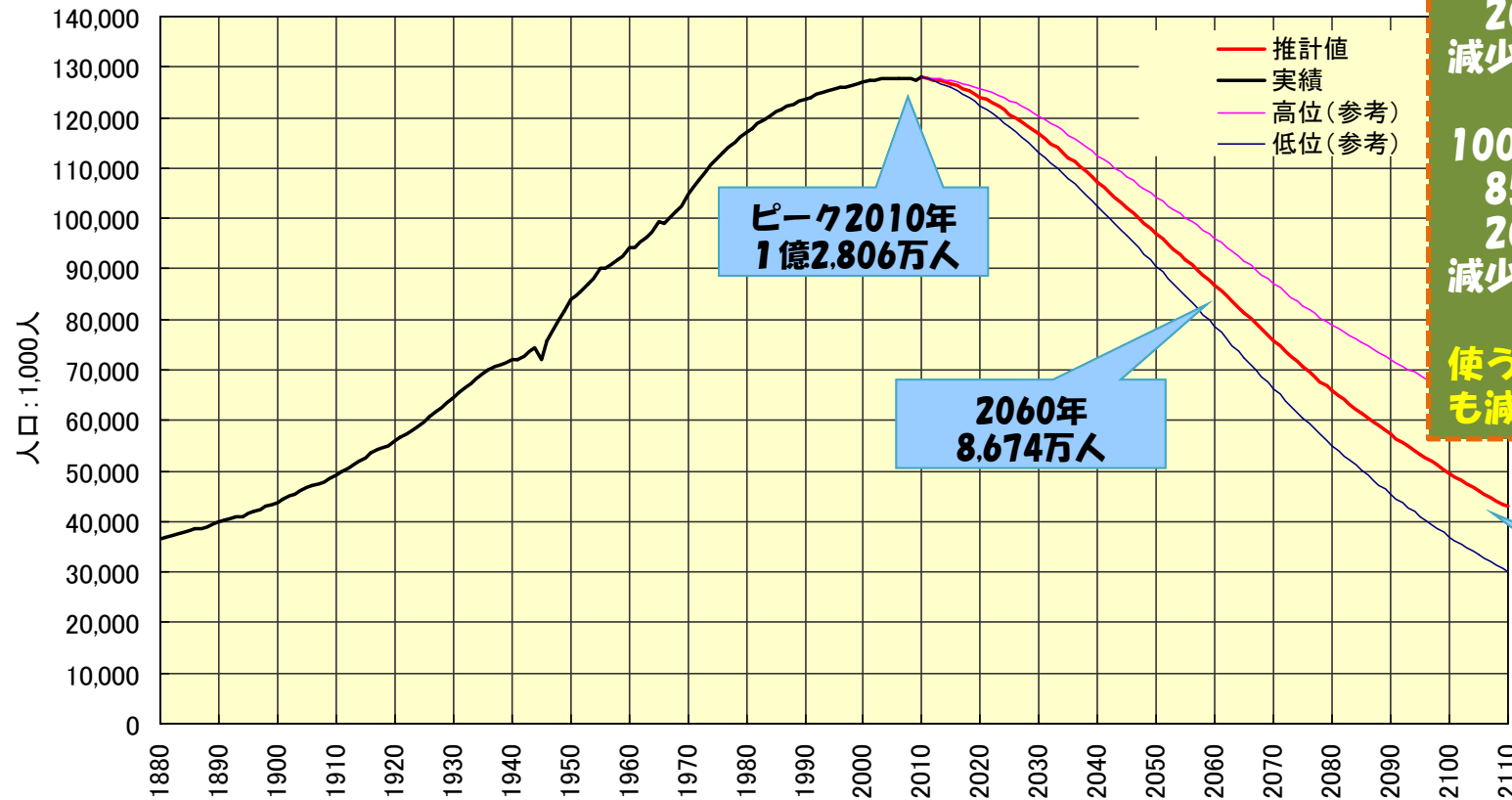
# 本日の内容

1. 水道事業が抱える主要課題
2. 新水道ビジョンと官民連携推進に関するこれまでの取り組み
3. PPP/PFI事業の推進に向けた国の動き

# 水道事業が抱える主要課題

# 人口減少社会の到来

## 日本の将来推計人口



50年後は・・・  
41百万人減  
2010年の68%まで  
減少

100年後は・・・  
85百万人減  
2010年の33%まで  
減少

使う人が減れば給水量  
も減る。

2110年  
4,286万人

| 年              | 2010    | 2020    | 2030    | 2040    | 2050    | 2060   | 2070   | 2080   | 2090   | 2100   | 2110   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計値<br>(千人)    | 128,057 | 124,100 | 116,618 | 107,276 | 97,076  | 86,737 | 75,904 | 65,875 | 57,269 | 49,591 | 42,860 |
| 高位(参考)<br>(千人) | 128,057 | 125,786 | 120,214 | 112,506 | 104,229 | 96,021 | 87,121 | 78,882 | 72,065 | 65,908 | 60,198 |
| 低位(参考)<br>(千人) | 128,057 | 122,385 | 113,183 | 102,350 | 90,564  | 78,563 | 66,300 | 55,112 | 45,455 | 37,041 | 30,142 |

実績値：大正8年以前は内閣統計局の推計による各年1月1日現在（明治5年は太陰暦正月末日現在）の日本国籍を有するものの人口である。大正9年以降は「国勢調査」及び「人口推計」による10月1日現在であり、昭和30から45年までの各数値は沖縄県を除く。  
推計値：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）の死亡中位仮定出生中位、高位(参考)：死亡低位仮定出生高位、低位(参考)：死亡高位仮定出生低位

# 東日本大震災の教訓

## 危機管理の課題： 東日本大震災の教訓(被災の種類)

### 〔全般〕

- 広範囲に及ぶ被害、長期に渡る断水
- 津波による被害、井戸の塩水化
- 放射性物質による影響(水質への影響、浄水発生土)
- 計画停電(自家発電設備の必要性、燃料の確保に苦慮)

### 〔管路〕

- 平均被害率は過去の大地震と比較すると小さい(津波の影響は除く)
- 用水供給事業の大口径管路が被災し、断水期間が長期化
- 地盤変状が大きい箇所を中心に管路被害発生

### 〔構造物及び設備〕

- 沿岸部は津波の被害(施設の崩壊・流出、設備故障、井戸の塩水化)
- 沿岸部における水管橋の流出
- 耐震性の低い塔状構造物の破損
- 液状化による被害

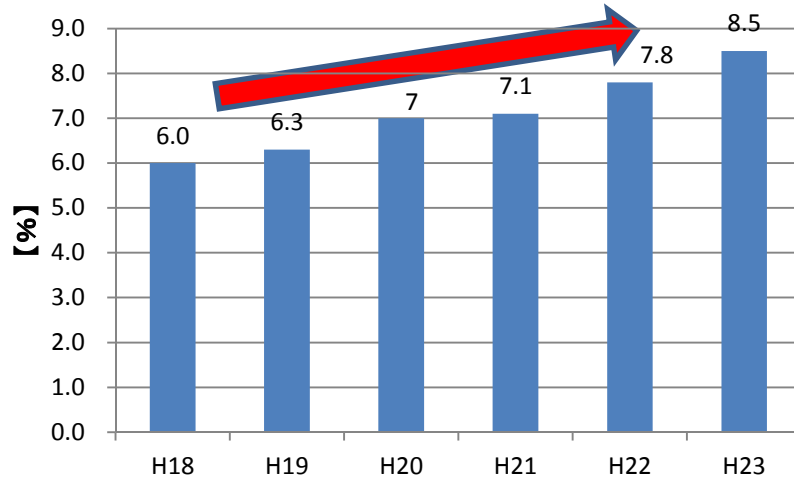
# 管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）**は、ますます上昇すると見込まれる。

## 管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々少しずつ経年化率が上昇  
→ **老朽化が進行。**

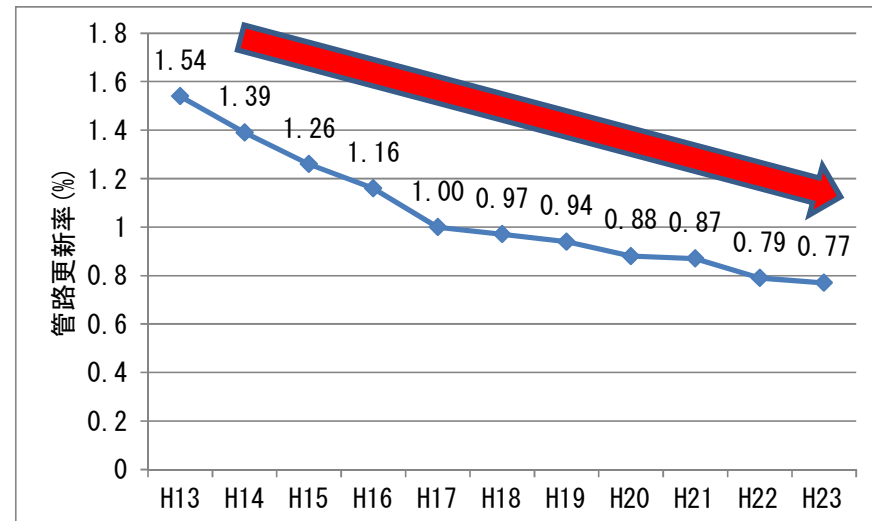


| H 2 3 年 | 厚生労働大臣認可 | 都道府県知事認可 | 全国平均  |
|---------|----------|----------|-------|
| 管路更新率   | 0.81%    | 0.69%    | 0.77% |
| 管路経年化率  | 9.9%     | 5.6%     | 8.5%  |

## 管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々少しずつ更新率が低下  
→ **管路更新が進んでいない。**



○今の更新率0.77%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。**

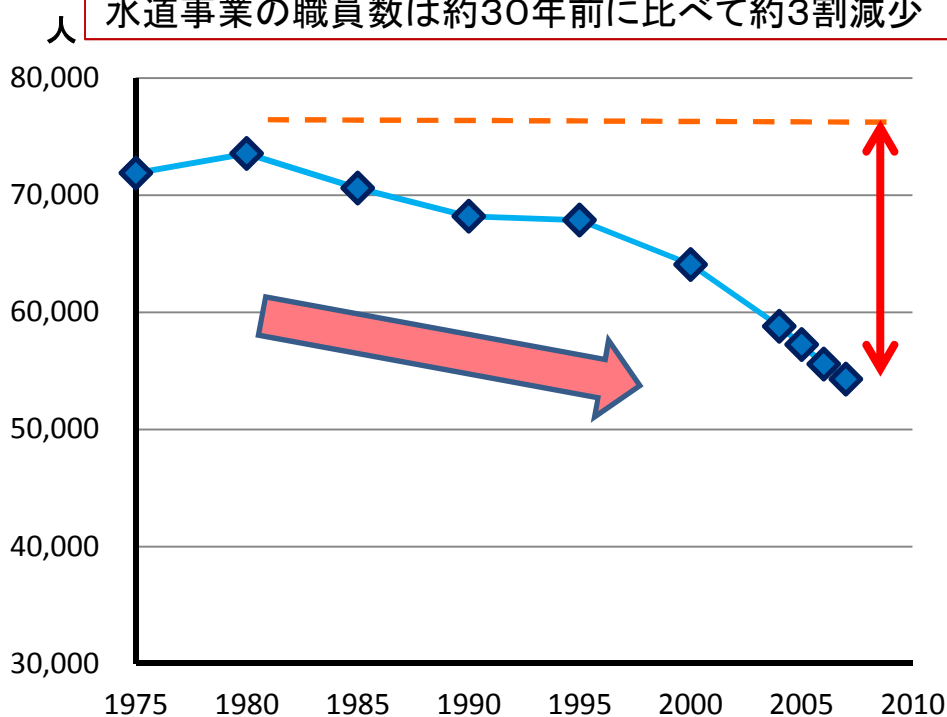
# 水道の運営基盤強化と水道技術の継承が課題

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べ 3割程度減少しており、更には職員の高齢化（50才以上の職員が全体の約4割）も顕著で水道技術の継承が課題となっている。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民との連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

## 水道事業における職員数の推移

### 職員数の減少

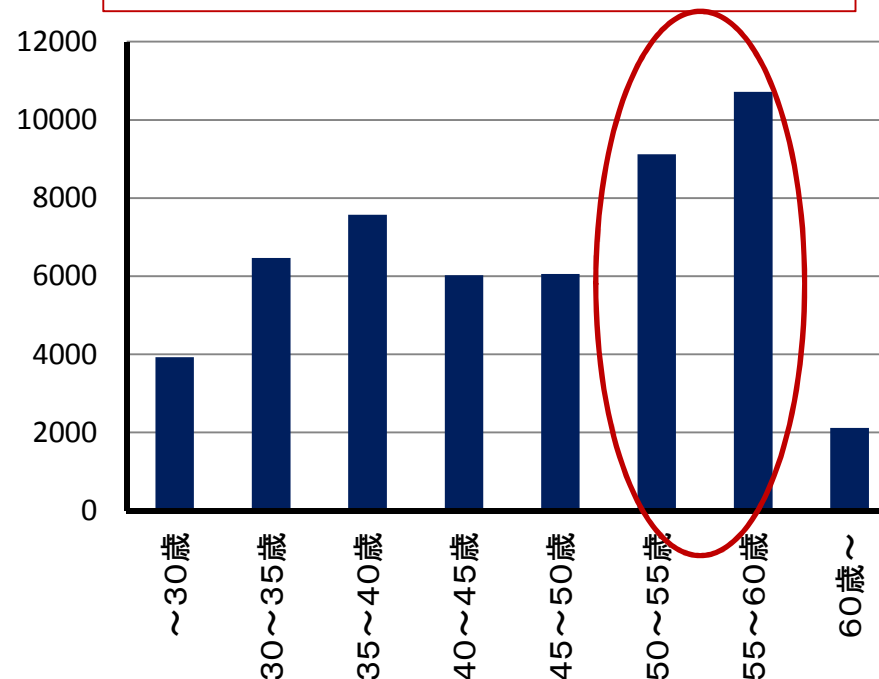
水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



## 年齢別職員数

### 職員の高齢化

10年以内に約4割の職員が退職を迎える



# 新水道ビジョンと官民連携推進 に関するこれまでの取り組み



# 新水道ビジョンの基本理念

水道ビジョン（平成16年6月策定・平成20年改訂）

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

■水道の事業環境の変化

## 枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数の減少によるサービスレベルの影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

■関係者が基本理念を共有し、一丸となった対応が必要

## 関係者が共有すべき理念

- ・これまでの130年間に先達が築き上げてきた地域の需要者との信頼に基礎を置き、地に足のついた対応を図る。

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

# 新水道ビジョン

平成25年3月策定

【基本理念】地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

# 新水道ビジョンと官民連携

安全

強靱

持続

## 官民連携の推進

地方公共団体が経営する水道事業の人員、ノウハウなど公共側が持つ能力に応じ、弱点を補填できるPPPの活用検討を。

- ・個別委託(従来型業務委託)
- ・第三者委託
- ・指定管理者制度
- ・DBO(Design Build Operate)
- ・PFI(Private Finance Initiative)
- ・公共施設等運営権(コンセッション方式)

多様な選択肢を  
検討するために  
必要な情報交換  
の場

水道分野における  
官民連携推進協議会

## 新水道ビジョン推進のためのロードマップとは...

- 平成25年8月に設立した「新水道ビジョン推進協議会」では、新水道ビジョン推進のためのロードマップの作成に向けて、関係者間による闊達な意見交換等を行った。
- ロードマップとは、「安全」「強靱」「持続」の観点から、実現方策の項目ごとに、国・関係団体の取り組みをとりまとめた工程表で、平成26年5月に公表した。
- 新水道ビジョン推進協議会では、実現方策の進捗状況を、ロードマップに照らして随時確認するなど、新水道ビジョンのフォローアップを行うとともに、一定の期間を経過した平成30年度を目途に、新水道ビジョンのレビュー、見直しを行う。
- 早期に取り組むべき主要な事項については、厚生労働省が行う「制度的対応の検討」や「新水道ビジョン推進の取り組み」を加えて取り組み内容を示している。

# 新水道ビジョン推進のためのロードマップ②

## 新水道ビジョン推進のため早期に取り組む 主要な事項のロードマップ

### ▼全体・共通

(凡例) ■ 国の取組実施時期 ■ [関係団体]の取組実施時期  [関係団体]の将来的な取組の構想  
▼ 国のとりまとめ(区切り) ▼ 関係団体のとりまとめ(区切り) → 波及効果

| 重点的な実現<br>方策(主要項目)                | 当面の目標<br>(今後10年間)                                   | 実施年度                                      |     |     |     |     | 理想像   |
|-----------------------------------|---|---|-----|-----|-----|-----|---|
|                                   |   | H25                                       | H26 | H27 | H28 | H29 |   |
| (1) 制度的対応の<br>検討<br>(持続)          | 人口減少社会に対応<br>した制度の検討及び<br>構築                        | 人口減少社会において国が事業者へ関与できる制度設計、事業認可の審査内容等の点検   |     |     |     |     | 時代や環境の変化<br>に対する的確に対<br>応しつつ、水質基<br>準に適合した水<br>が、必要な量、い<br>つでも、どこでも、<br>誰でも、合理的な<br>対価をもって、持続<br>的に受け取ること<br>が可能な水道 |
|                                   |   | 中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)のモデル検証               |     |     |     |     |   |
| (2) 新水道ビジ<br>ョン推進の取<br>組み<br>(持続) | 各種実現方策全地域<br>毎の積極的な推進<br><br>※都道府県会議を通して<br>実施状況を把握 | 中長期を見据えた事業計画の報告徴収(仮称)の導入                  |     |     |     |     |   |
|                                   |   | 新水道ビジョン推進協議会の運営、地域懇談会の推進                  |     |     |     |     |   |
|                                   |   | [全関係団体]新水道ビジョン推進の取り組み                     |     |     |     |     |   |
|                                   |   | 都道府県水道ビジョン作成要領の検討、水道事業ビジョン作成要領の検討・通知      |     |     |     |     |   |
|                                   |   | 都道府県水道ビジョン、水道事業ビジョンの策定の推進<br>新水道ビジョンの浸透展開 |     |     |     |     |   |

※ 以下、早期に取り組む主要な事項(8項目)について工程表が記載。

# 官民連携に関するこれまでの国の取り組み

## 各種手引きの作成

厚生労働省では、水道事業者等による官民連携の普及・促進を図り、水道事業の運営基盤強化策に適切に活用されるよう、水道事業の官民連携に関する手引きとして、これまで以下に掲げる3つの手引きを策定・公表してきた。

- ・民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き（平成20年6月策定）
- ・第三者委託実施の手引き（平成19年11月策定、平成23年3月改訂）
- ・水道事業におけるPFI導入検討の手引き（平成19年11月策定）

これまで策定・公表してきた3種類の手引きを再編し、1冊にとりまとめた。



「水道事業における官民連携に関する手引き」  
（平成26年3月策定）

# 「水道事業における官民連携に関する手引き」の構成

## 第Ⅰ編 総論

- ・官民連携に関する背景と近年の状況、手引きの構成

## 第Ⅱ編 民間活用を含む連携形態の比較検討

- ・従来の『民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き』を基に最新の情報を加え、各水道事業者の現状把握及び将来像設定のための検討項目、把握した現状と将来像から導入可能性のある連携形態の選定に至るまでの検討手順等を解説。

## 第Ⅲ編 第三者委託導入の検討

- ・従来の『第三者委託実施の手引き』を基に最新の情報を加え、第三者委託の基本事項、検討着手から事業実施に至るまでの作業工程、受託者が備えるべき要件や受託者選定方法、モニタリングの基本的な事項等を解説。

## 第Ⅳ編 PFI導入の検討

- ・従来の『PFI導入検討の手引き』を基に最新の情報を加え、PFIの基本事項、検討着手から事業実施に至るまでの作業工程、受託者が備えるべき要件や受託者選定方法、モニタリングの基本的な事項等を解説。また、現時点での知見や関連省庁の見解等をもとに、コンセッションの導入に際して必要になると考えられる検討事項等を解説。

## 第Ⅴ編 資料集

# 官民連携推進協議会の開催状況①

## 平成22年度

|     | 開催日        | 開催場所  | 参加人数  |           |
|-----|------------|-------|-------|-----------|
|     |            |       | 水道事業者 | 民間事業者     |
| 第1回 | H22. 12. 3 | 仙台市   | 47名   | 59名(22社)  |
| 第2回 | H23. 1. 21 | さいたま市 | 78名   | 115名(42社) |
| 第3回 | H23. 1. 28 | 名古屋市  | 61名   | 64名(21社)  |

## 平成23年度

|     |             |       |     |          |
|-----|-------------|-------|-----|----------|
| 第1回 | H23. 11. 10 | 広島市   | 59名 | 45名(16社) |
| 第2回 | H23. 11. 24 | 福岡市   | 53名 | 55名(22社) |
| 第3回 | H23. 12. 13 | さいたま市 | 60名 | 85名(33社) |



# 官民連携推進協議会の開催状況②

平成24年度

|     | 開催日         | 開催場所 | 参加人数  |          |
|-----|-------------|------|-------|----------|
|     |             |      | 水道事業者 | 民間事業者    |
| 第1回 | H24. 7. 26  | 札幌市  | 36名   | 60名(24社) |
| 第2回 | H24. 9. 19  | 郡山市  | 27名   | 51名(26社) |
| 第3回 | H24. 10. 9  | 仙台市  | 21名   | 94名(37社) |
| 第4回 | H24. 10. 24 | 盛岡市  | 37名   | 74名(33社) |
| 第5回 | H24. 12. 13 | 大阪市  | 42名   | 86名(36社) |

平成25年度

|     |             |     |     |          |
|-----|-------------|-----|-----|----------|
| 第1回 | H25. 7. 24  | 札幌市 | 57名 | 61名(24社) |
| 第2回 | H25. 9. 27  | 東京都 | 39名 | 64名(27社) |
| 第3回 | H25. 11. 15 | 大津市 | 52名 | 60名(24社) |
| 第4回 | H26. 2. 13  | 高松市 | 39名 | 71名(27社) |

※ 平成26年度は、東京・新潟・宮城・福岡で開催予定。



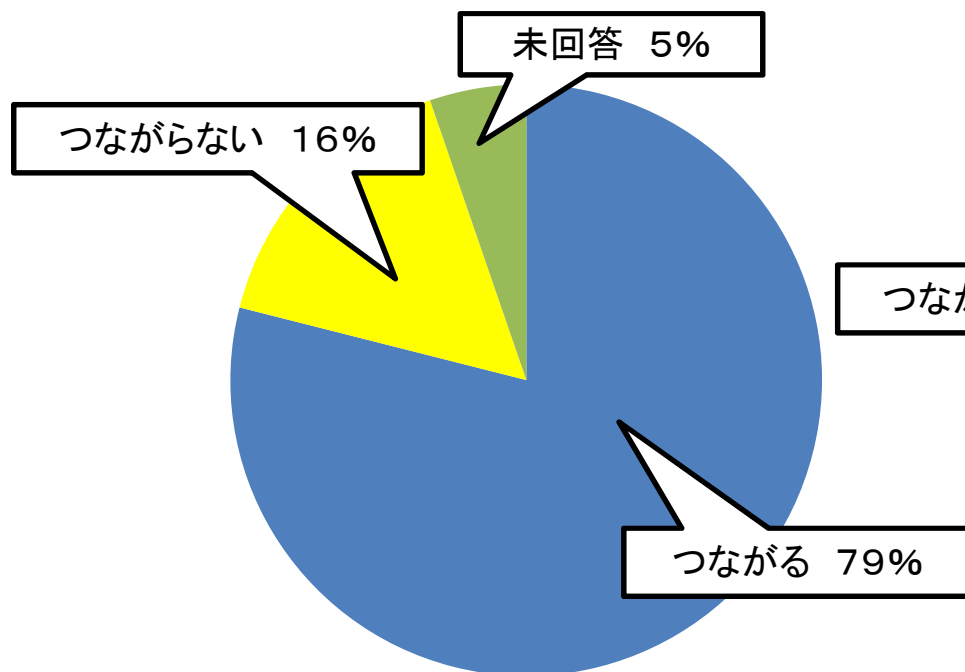
# 平成26年度第1回官民連携推進協議会

(H26.8.20 東京会場) アンケート結果①

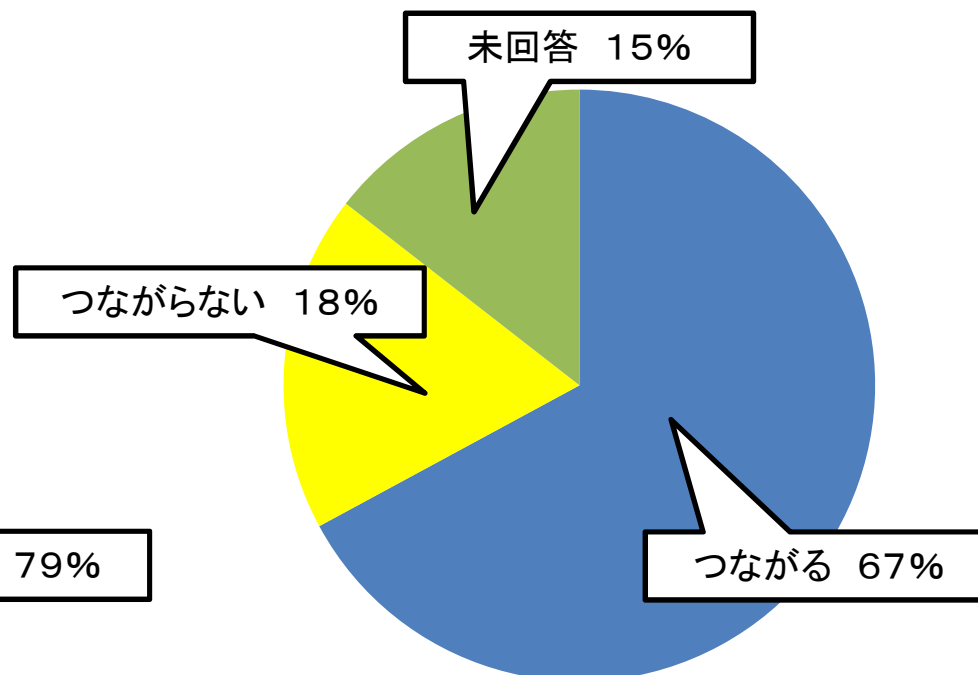
【参加人数 水道事業者等45名、民間事業者122名(50社)】

(質問) 今後の具体的なプロジェクトへの官民連携につながるとお考えですか？

水道事業者等(回答数N=38)



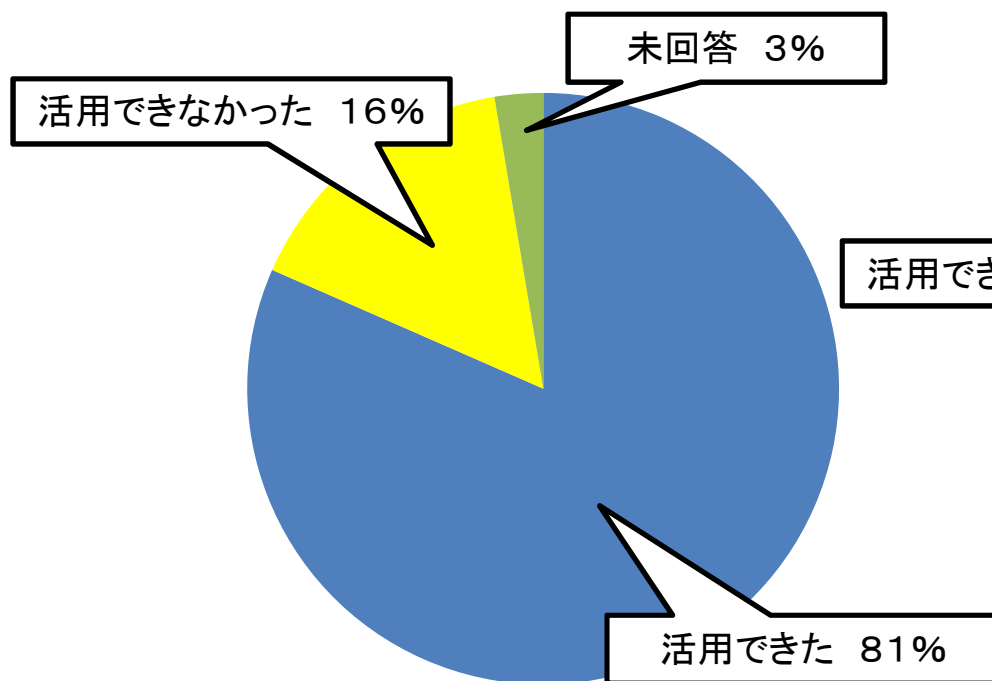
民間事業者(回答数N=76)



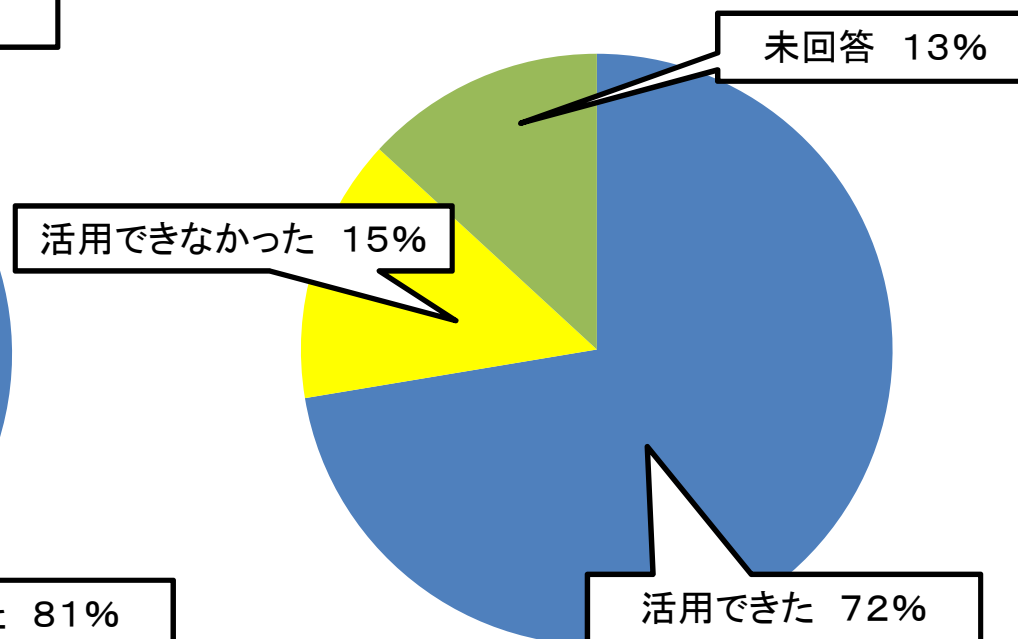
# 平成26年度第1回官民連携推進協議会 アンケート結果②

(質問) マッチングの場は活用できましたか？

水道事業者等(回答数N=38)



民間事業者(回答数N=76)



## 平成26年度第1回官民連携推進協議会アンケート結果③

### ○官民連携を促進するために必要な民間事業者を求める 情報・役割について

(水道事業者等からの主な回答)

- ・PFIの具体的な提案(詳細なプロセス等)。
- ・企画構想、意思決定、募集、事業実施の各段階でのアドバイス。
- ・民間事業者の「実力、能力」を知りたい。
- ・官民連携のあり方は多様であるため、各民間事業者において、どのような連携ができるのかを示していただけるとありがたい。
- ・民間事業者には、実際に行った他の自治体での事業について具体的な事例や費用対効果などを積極的に提供してほしい。
- ・初歩的な相談ができる窓口を企業単位ではなく、協会等でしてもらいたい。

## 平成26年度第1回官民連携推進協議会アンケート結果④

### ○官民連携を促進するために必要な水道事業者等に求める 情報・役割について

(民間事業者からの主な回答)

- ・官民連携の希望の有無をとりまとめて公表。
- ・水道事業体の意見を聞けるプログラムを作ってほしい。
- ・水道事業体が持っている技術の情報(職員含む)、連携を進めるための具体的な方針。
- ・現在の施策更新を実施する上での問題点やPPP/PFIにおいて民間企業に求めることを具体的に提示いただきたい。
- ・官民連携の将来計画をロードマップの形で開示してほしい。
- ・施設老朽化、職員数減への対応方針を発信してほしい。
- ・現状の取り組み状況を教えてもらえれば、その状況に合わせたアドバイスが可能。

# PPP/PFI事業の推進に向けた 国の動き

# 政府によるコンセッション方式導入に向けた動き(H25)

## PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン (H25.6.6民間資金等活用事業推進会議決定)

- PPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模
- 空港、上下水道事業における公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の積極的導入

## 経済財政運営と改革の基本方針(H25.6.14閣議決定)

PPP/PFIへの抜本的転換に向けたアクションプランの下、民間提案の活用、官民連携体制の構築、コンセッション方式の空港、上下水道、道路等への積極的導入を進めるほか、(後略)

## 日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)

空港、上下水道、道路を**始めとする公共施設について**、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度の導入を推進する。

# 政府によるコンセッション方式導入に向けた動き(H26)

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を明記。

# 従来型PFI事業

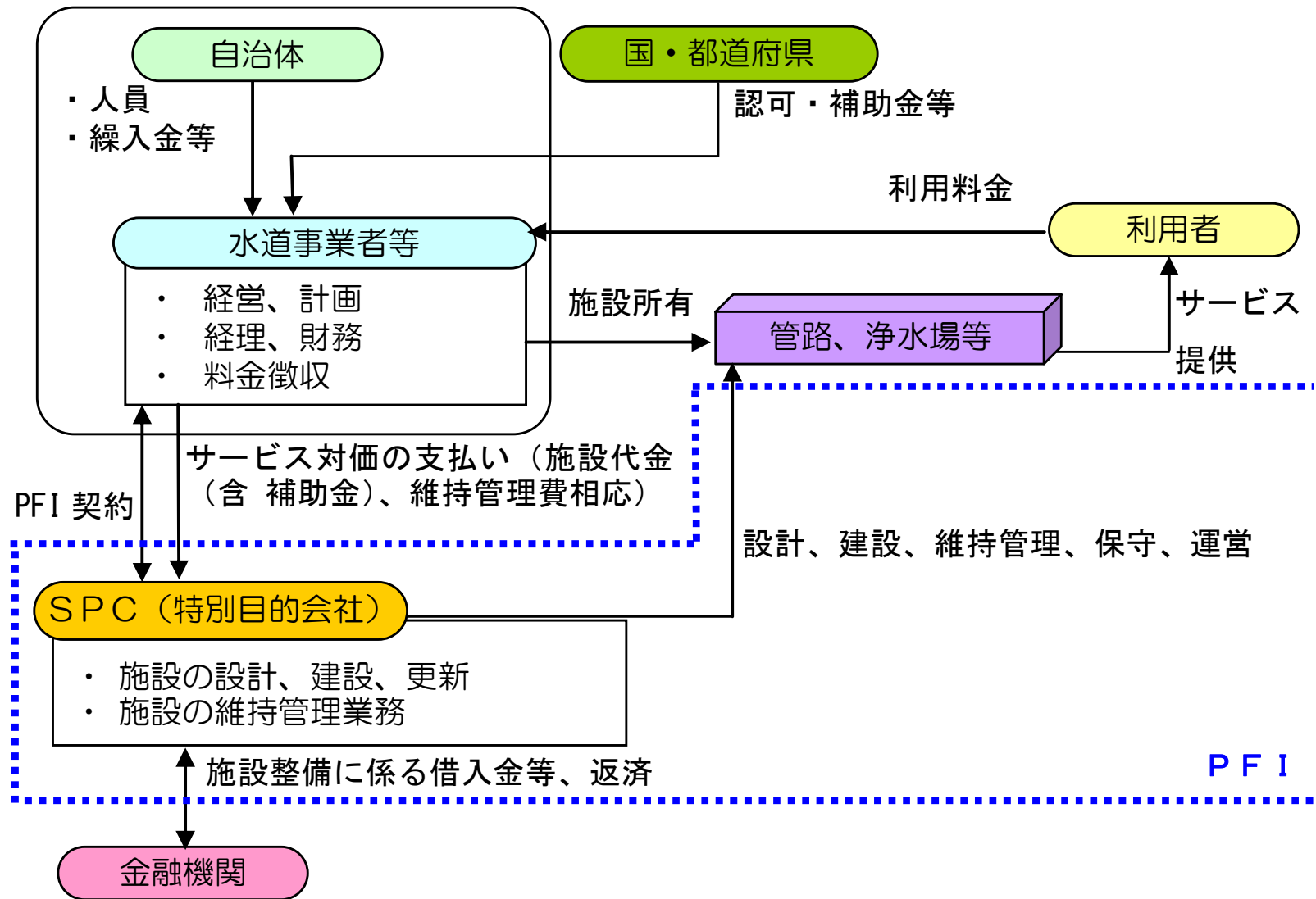


図 従来型PFI事業の場合のスキーム図



# 公共施設等運営権(コンセッション)

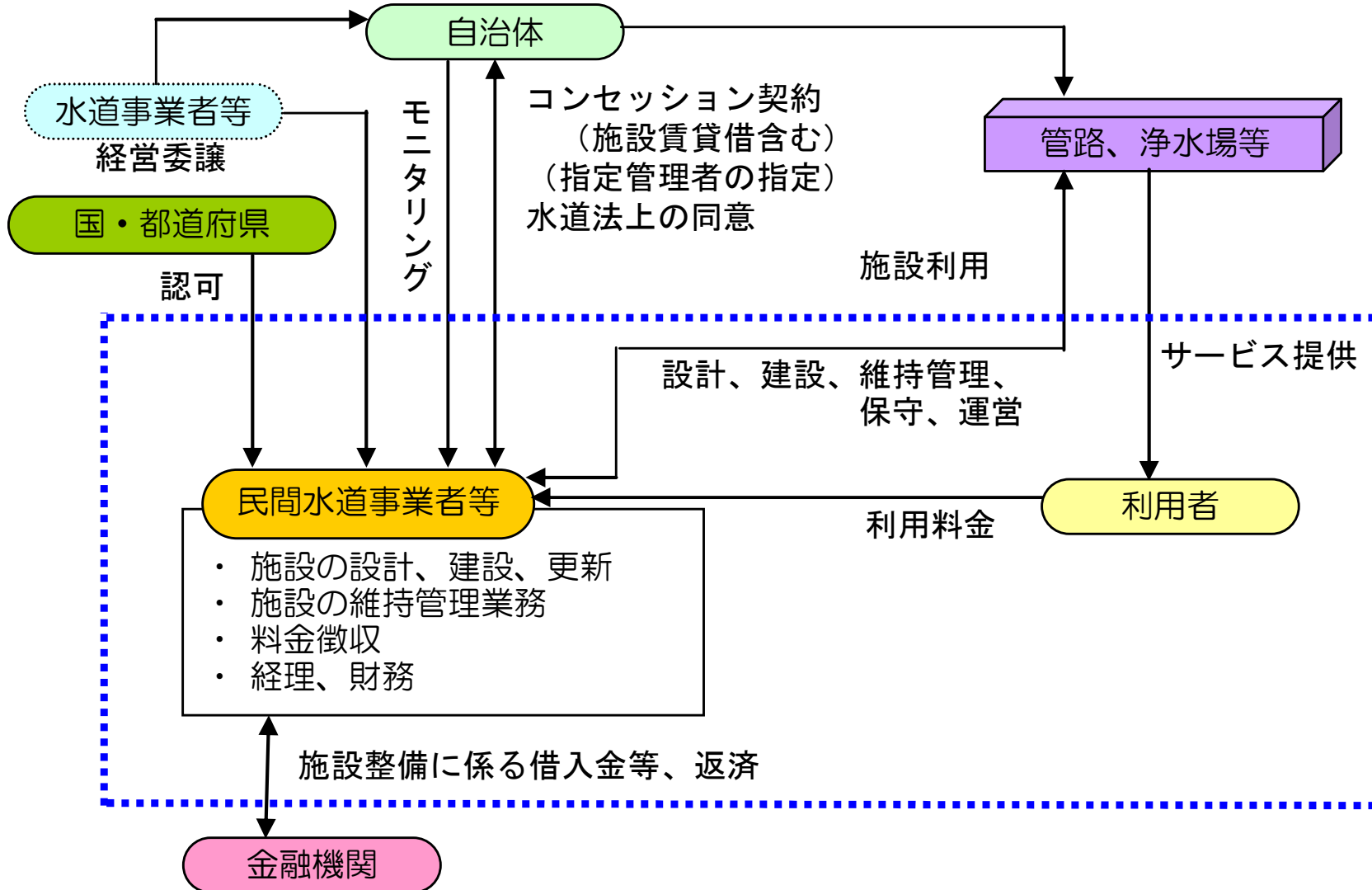


図 公共施設等運営権(コンセッション)の場合のスキーム図

# コンセッション方式の検討が進む分野/事業

(内閣府作成資料)

## 空港

### 関西国際空港・大阪国際空港

- 可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッション方式によるPFI事業を行うため、これに向けたマーケットサウンディング、仕組みの詳細検討、選考手続等の着実な実施。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

### 仙台空港

- 国管理空港等におけるコンセッション導入に向けた民活空港運営法の施行(平成25年7月)後、同年11月には基本方針を公表し、仙台空港についてマーケットサウンディングを開始。
- 平成27年度中にも最長65年間に及ぶコンセッションを開始すべく、本年4月に実施方針を公表。

## 水道

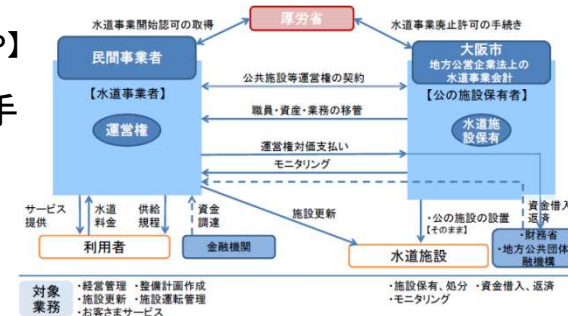
### 水道事業における官民連携に関する手引き

【大阪市HP】

- 水道事業にコンセッションを導入する場合の検討ポイントや実施手順等を規定(平成26年3月策定)。

### 大阪市水道局

- 平成27年度中の水道事業のコンセッション化をめざし、運営計画等を含む基本方針を公表(平成26年4月)。



## 下水道

### 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン

- 下水道事業にコンセッションを導入する場合のスキーム等を規定(平成26年3月策定)。
- モデルとなる地方公共団体の事例を元に、要求水準や実施契約等の考え方を具体化し、ガイドラインへ反映予定(今年度中目途)。

## 道路

### 地方道路公社の有料道路事業

- 公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」(平成26年5月構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

## 厚生労働省における今年度の取り組み予定

### ○「水道分野における官民連携推進協議会」の開催の継続

- ・第1回 東京(平成26年 8月20日)
- ・第2回 新潟(平成26年10月10日)
- ・第3回 宮城(平成26年12月 5日予定)
- ・第4回 福岡(平成27年 2月20日予定)

### ○官民連携に関するアンケート調査やヒアリングの実施による情報収集と案件の発掘及び課題の整理・検討

### ○「新水道ビジョン推進のための地域懇談会」の開催

- ・第5回 愛知(平成26年11月 4日予定)
- ・第6回 東京(平成26年11月下旬予定)



# 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（厚生労働省連携事業）

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

水道事業は、主に水の移送に多大なエネルギーを必要とし、年間約80億キロワット（全国の電力の約0.8%）を消費している。

### 事業概要

上水道システムにおいてエネルギー消費を削減するため、水道施設の更新に際し、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入等を支援する。

### 事業スキーム

補助対象：水道事業者等  
補助割合：1/2

### 期待される効果

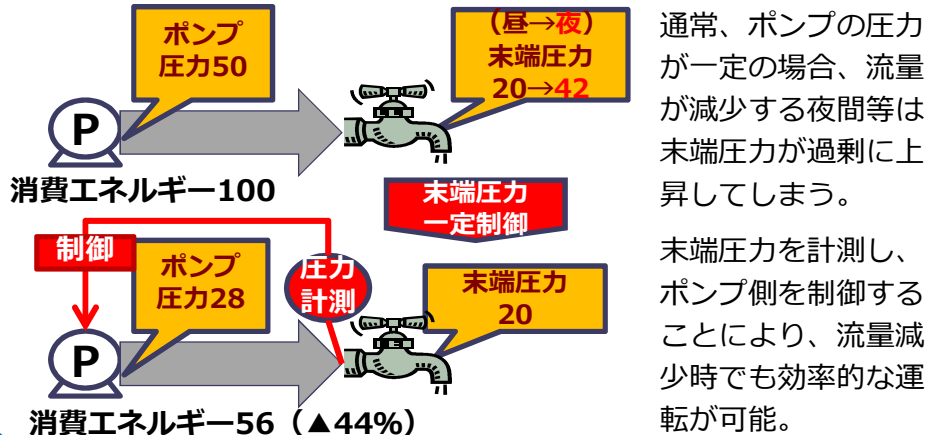
水道事業における未利用エネルギーを有効に活用することで、消費エネルギー・CO2排出を削減し、次世代型のインフラ整備を促進する。

## イメージ

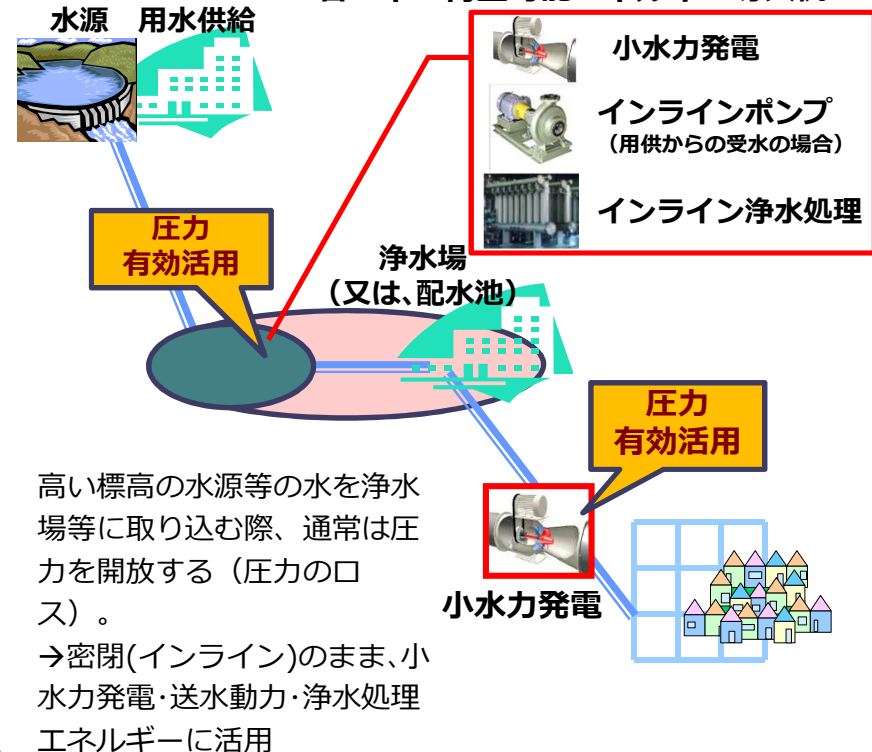
### ●ポンプへのインバータ導入による省エネ例



### ●夜間等、流量減少時の末端圧力制御による省エネ例



### ●未利用圧力の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー導入例



御静聴ありがとうございました

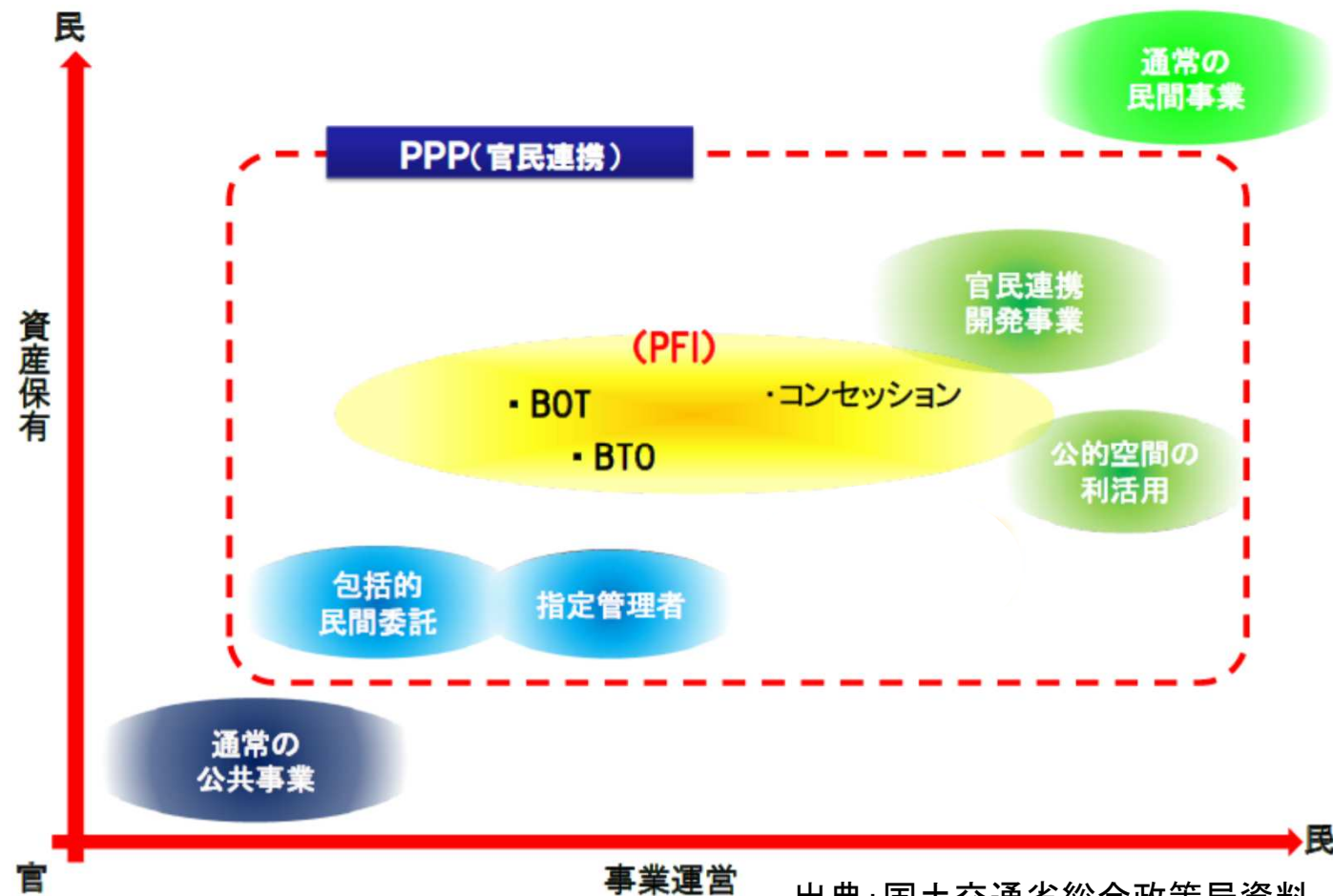
# 以下 参考資料

(内閣府作成)

# PPP(Public Private Partnership)とは

(内閣府作成資料)

行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



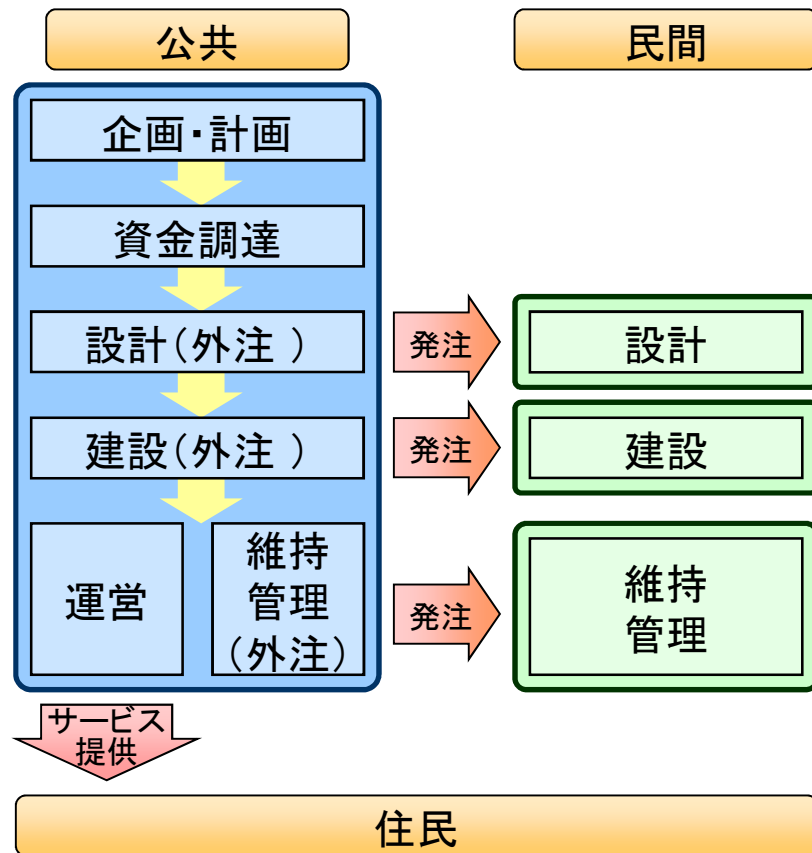
出典:国土交通省総合政策局資料

# PFI(Private Finance Initiative)とは①

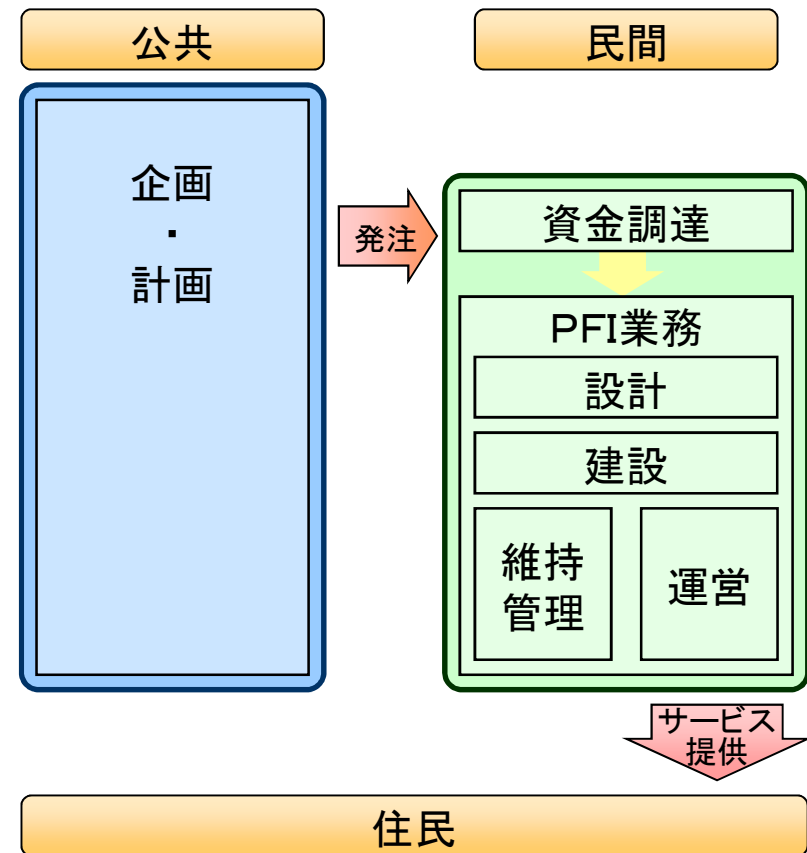
(内閣府作成資料)

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- PFI法に基づき実施。

## 従来型公共事業



## PFI事業





# PFI(Private Finance Initiative)とは② (PFI法の概要)

(内閣府作成資料)

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施する認可法人

## PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施

### 実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

### 特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

### 民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

### 選定事業の実施(第14条)

### 公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式

公共施設等の管理者等

選定事業者

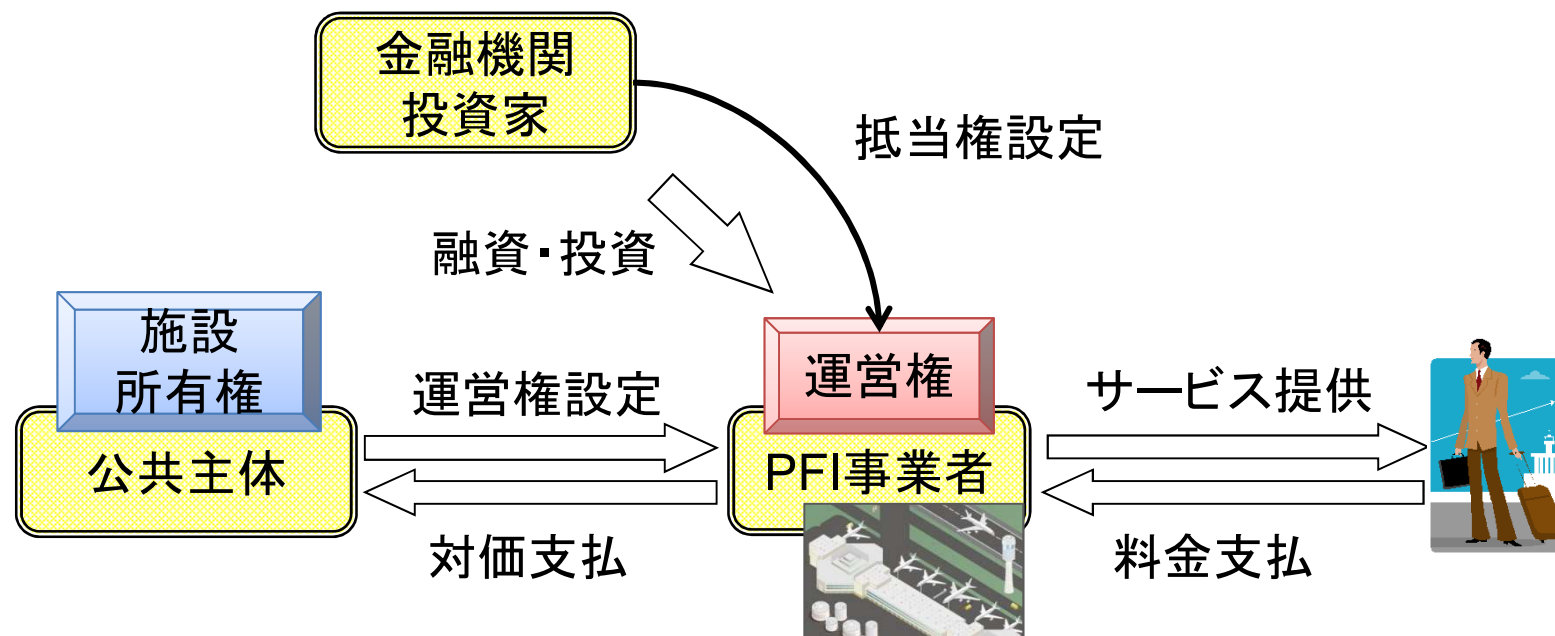
## 支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

# コンセッション方式(公共施設等運営権方式)とは

(内閣府作成資料)

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。  
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン①

(内閣府作成資料)

## ◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

### (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

<具体的取組>

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

### (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

: 3～4兆円

<具体的取組>

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

次に続く ⇒

# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン②

(内閣府作成資料)

## (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

### < 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

## (4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

### < (1)～(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた 各種補助金・交付金の重点化 等

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

# 集中強化期間の取組方針①

(内閣府作成資料)

## ◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

## ○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1) 事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)  
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

次に続く ⇒

# 集中強化期間の取組方針②

(内閣府作成資料)

## ○ 重点的な取組

### 【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備 等

### 【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

## 第二 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

#### (iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

#### ① 集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。



# 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）②

（内閣府作成資料）

## ②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

## ③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

## ④運営権事業推進のための体制強化

- ・関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。